

申告と納税は期限内に!

申告期限及び納期限

振替日 (振替納税をご利用の方)

申告所得税及び
復興特別所得税

令和4年
3月15日(火)

令和4年
4月21日(木)

消費税及び地方消費税
(個人事業者)

令和4年
3月31日(木)

令和4年
4月26日(火)

贈与税

令和4年
3月15日(火)

振替納税はありません

振替納税をご利用でない方へ

振替納税をご利用いただきますと、事前に指定した納税者ご自身名義の預貯金口座から振替日に、口座引落としにより納付することができます。

ご利用に当たっては、振替依頼書を**納期限までに提出ください。**

なお、令和3年1月より、お手持ちのパソコン、スマートフォンからe-Taxを使ってオンラインで提出することができますようになりました。



詳しくはこちら

ご注意ください

申告書の提出後に、別途、税務署から納付書の送付をしておりますので、振替納税をご利用でない方は、QRコードを利用したコンビニ納付、クレジットカード納付、金融機関の窓口での納付などにより**納期限までに納付してください。**

確定申告のお知らせ



伏見税務署の 確定申告会場は

令和4年 **2月16日(水)**からです

来場される前にご自宅からスマホやパソコンを利用した確定申告を是非ご検討ください。

ご自宅で確定申告を作成していただくと・・・

感染症のリスクを回避!

ご自宅から確定申告をされることで、感染症のリスクが回避できます。

待ち時間はありません!

確定申告会場では感染症対策のため、お待ちいただく時間が例年より長くなります。

ご自宅からスマホ申告など自由な時間で確定申告ができます。

確定申告



詳しくは国税庁ホームページで検索を!



第210号

令和4年2月発行

発行所

公益社団法人 伏見納税協会

伏見納貯組合連合会

京都市伏見区深草墨染町44-14

電話 075 (641) 0998番

編集発行人

専務理事 平松千二

ど遠慮ください!

伏見税務署への車での来署は

京都市立砂川小学校で租税教室

9月10日、青年部会により砂川小学校6年生70名に租税教室を実施しました。

講師の青年部会 武村副会長から、次代を担う子供たちに税金の仕組みや役割などを説明しました。子供たちから、「わかりやすかった。勉強になった。」など大変好評でした。

今後は、2月2日に桃山東小学校、2月17日に稲荷小学校で開催予定となっています。



京都市立砂川小学校で租税教室

青年部会で研修会、自由の会を開催

青年部会は12月9日、清和荘において伏見税務署 嶋田副署長を講師に迎え「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション」と題し、研修会を開催しました。

将来的にはあらゆる税務手続が税務署に行かずに実現できるという講演で、デジタル化の重要性を再認識できました。

また、研修終了後、コロナ禍で中断していた「自由の会」を開催し、久しぶりの懇親を深めました。



合同研修会をzoomで開催

資産税部会、局所管法人部会及び伏見優法会は、11月11日納税協会2階に大阪国税局消費税課桐山実査官を講師に迎え、「インボイス制度について」の合同研修会をzoomで開催しました。オンラインによる研修会は初めてでしたが、延べ100人以上が参加するなどコロナ禍の中で非常に有意義な研修会となりました。



府税だより

個人事業税

◆個人事業税が課税される方

- 第一種事業……物品販売業、不動産貸付業、製造業、駐車場業、請負業など37業種
- 第二種事業……畜産業、水産業、薪炭製造業の3業種
- 第三種事業……医業、歯科医業、弁護士業、税理士業、理容業、美容業など30業種

◆税額の計算方法

$$(\text{前年所得金額} - \text{事業主控除}) \times \text{税率} = \text{税額}$$

- 所得金額の計算は、原則として所得税の事業所得及び不動産所得の計算に基づき総収入金額から必要経費を控除して行います。ただし、青色申告をされている方は、青色申告控除前の金額となります。
- 事業主控除は年間290万円(年途中で開・廃業された場合は月割額)
- 税率
 - ・第一種事業……5%
 - ・第二種事業……4%
 - ・第三種事業……5% (あん摩等・装蹄師の各業種は3%)

◆納める時期

- 納期限は、**第1期分が2022年8月31日(水)、第2期分が11月30日(水)**です。
- ただし、年途中で事業を廃止されたり、税務署に修正申告をされた場合などは、随時に課税されます。
- また、税額が1万円以下の場合は第1期分のみとなります。

◆詳しくは、京都南府税事務所 個人事業税課へ (電話：075-692-1391)

自動車税

◆自動車税が課税される方

毎年4月1日現在の自動車の登録名義人に対して課税される税金です。
今年は、5月31日(火)が納期限となっています。

転売や下取りに出された場合、住所を変更された場合は、近畿運輸局京都運輸支局で3月末日までに所定の手続きを済ませてください。

業者に依頼された場合は、手続き完了の確認をしてください。

◆車検を受けられるときは

自動車税(延滞金を含む。)を全額納付済であることが必要です。

車検の際には運輸支局で納付状況の確認ができますが、納付後すぐに車検を受けられる場合など、「納税証明書」の提示が必要な場合があります。

◆詳しくは、京都南府税事務所 管理課へ (電話：075-692-1321)

～個人事業税・自動車税の納付方法～

◆口座振替による納付

府内金融機関の窓口に備え付けの「京都府税口座振替納付申込依頼書」に必要事項を記入し、お取り引きのある金融機関に提出してください。

◆キャッシュレス納付

コンビニ収納用バーコードが印字された納税通知書(納付書)をお手元に用意し、**利用するアプリをスマートフォンにインストールし、残高をチャージした上でご利用ください。**

詳しくは、京都府ホームページをご覧ください。

京都府税 アプリ

検索



◆現金での納付

お送りする納税通知書(納付書)により最寄りの金融機関、コンビニ又は近畿二府四県の郵便局若しくは府税事務所まで納付してください。

申告相談会場のご案内

申告はeTaxで!!

開設期間及び開設時間等	開設場所
2月1日(火)~2月4日(金) 9時30分~16時 (相談受付時間: 9時~15時)	京都市醍醐交流会館ホール (パセオダイゴロー西館2階) (京都市伏見区醍醐高畑町30-1)

- ※ 会場への入場には「入場整理券」が必要です。入場整理券の配付状況に応じて早めに相談受付を終了する場合があります。
 - ※ 土地・建物・株式等の譲渡所得、贈与税、相続税の相談は行っていません。
 - ※ 会場の駐車場(有料)には限りがありますので、電車・バス等の公共の交通機関をご利用ください。
- (注) 淀連合自治会 淀会館での税理士による無料相談は**2月9日(水)~10日(木)**に開設します。

開庁日における申告書作成会場のご案内

西陣織会館

相談受付時間 **9:00~16:00**

市バス「堀川今出川」下車徒歩約2分
 地下鉄烏丸線「今出川」下車徒歩約10分



2月20日(日)

2月27日(日)

上記、**2日間**に限り、伏見税務署管内の方は、左記地図の「**西陣織会館**」が、**申告書作成会場**となります。

- ※ 会場での感染症対策にご協力ください。
- ※ 税務署は、開庁しておりません。
- ※ 会場の混雑状況により、早めに相談受付を終了させていただく場合があります。
- ※ 会場専用の駐車場・駐輪場はありませんので、公共交通機関をご利用ください。
- ※ 会場は、上京・左京・中京・下京・右京・東山税務署との合同会場となっています。
- ※ 西陣織会館では、電話によるお問い合わせは受け付けておりません。

CAL 地域性 格安レンタカー!!

とってもお手軽!!
 コース・オプションを選ぶだけ!
 ▼コンパクト マーチクラス

ご予約は
 AM8:00~PM8:00

☎ **0120-959-600**

深草龍大前店

国道大手筋店

新堀川丹波橋店

IDEMITSU 吉田商事株式会社
 www.cal-rent.net
 キャルレンタカー

1時間
¥800

日帰り
12時間
¥2500